

## 八戸市「元気な八戸づくり」市民奨励金制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を目指し、市民が自主的に取り組むまちづくり活動に対して奨励金を交付する「元気な八戸づくり」市民奨励金制度（以下「本制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (対象団体)

第2条 「元気な八戸づくり」市民奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、広くまちづくり活動を行っている市民活動団体（ボランティア団体、特定非営利活動法人等）又は地域コミュニティ活動団体（町内会、子ども会、PTA等）で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 初動期支援コース 次のすべてに該当するもの

- ア 構成員が5人以上であること。
- イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ウ 主たる活動地域が八戸市内であること。
- エ 直近3か年分の法人の法人市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- オ 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。
- カ 暴力団（八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（八戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にある団体ではないこと。
- キ 過去に初動期支援コースの奨励金の交付を2回以上受けていないこと。
- ク 団体を設立して、5年以内であること。

(2) 若者支援コース 次のすべてに該当するもの

- ア 前号アからカまでに該当すること。
- イ 過去に若者支援コースの奨励金の交付を2回以上受けていないこと。
- ウ 概ね40歳以下の者で構成された団体であること。

(3) まちづくり支援コース 次のすべてに該当するもの

- ア 第1号アからカまでに該当すること。
- イ 過去に同一事業について奨励金の交付を受けていないこと。ただし、事業計画が複数年にわたる事業（以下「複数年計画事業」）の場合については、この限りでない。

### (対象事業)

第3条 奨励金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、不特定多数のものの利益の増進を目的として、対象年度中に自主的に行われる八戸市の地域課題の解決につながるまちづくり活動に関する事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 初動期支援コース 団体の継続的な事業
- (2) 若者支援コース 団体の継続的な事業
- (3) まちづくり支援コース 市民活動や地域活動の活性化に資する事業で、新たに取り組むもの又は従来取り組んでいた活動を拡充して実施するもの。ただし、複数年計画事業の場合に

あつては、対象となる事業期間については、連続する3年間を限度とする。

2 次の各号のいずれかに該当する事業については、奨励金の交付を受けることができない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業
- (3) 政治活動又は宗教活動
- (4) 営利のみを目的とする事業
- (5) その他奨励金の交付対象として適当でないと認められる事業

(対象経費及び奨励金の額)

第4条 奨励金の対象となる経費は、対象事業の運営に必要な消耗品購入費、通信運搬費、印刷製本費及び謝礼に要する費用のほか、当該対象事業の実施に要する費用のうち市長が認めるものとする。ただし、次に掲げる経費は、奨励金の対象としない。

- (1) 人件費（アルバイト賃金を除く。）
- (2) 飲食費（当該対象事業の実施に必要と市長が認めるものを除く。）
- (3) 視察旅費
- (4) 対象経費の25パーセントを超える備品購入費（まちづくり支援コースに限る。）
- (5) 対象経費の25パーセントを超えるアルバイト賃金
- (6) その他奨励金の交付対象として適当でないと認められる経費

2 奨励金の額は、別表のとおりとする。

(対象事業の企画提案の募集)

第5条 当該奨励金の交付を受けようとする団体は、所定の申込期間内に次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

- (1) 「元気な八戸づくり」市民奨励金企画提案書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 団体概要書（別記第4号様式）
- (5) 団体の定款、規約又は会則
- (6) 団体構成員又は役員の名簿
- (7) 団体の収支予算書及び直近の収支決算書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、初動期支援コース、若者支援コース及びまちづくり支援コースを通じ、複数の申し込みをすることはできない。

3 まちづくり支援コースの複数年計画事業の場合は、単年度ごとに申し込みをするものとする。

(企画提案の審査及び選考)

第6条 市長は、企画提案のあつた対象事業の選考に当たり、八戸市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 推進委員会は、必要に応じて委員会を開催し、別に定める審査基準により企画提案の内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

- 3 市長は、第1項の推進委員会の意見を基に企画提案の審査及び選考を行うものとし、その結果については、速やかに企画提案団体に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 奨励金の交付に関し必要な事項は、毎年度予算に応じて市長が別に定める。
- 3 奨励金の交付を受けた団体（以下「奨励金交付団体」という。）は、事業の実施に当たり、本制度の活用事業である旨の周知に努めなければならない。

(事業の評価)

第8条 奨励金交付団体は、奨励金の交付を受けた事業（以下「奨励金交付事業」という。）の内容及び実施状況について、市長が定めるところにより事業報告を行うことができる。

- 2 市長は、奨励金交付団体及びその他の関係者の出席を求めて、公開により事業の成果報告会を開催するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由により開催できない場合については、この限りでない。
- 3 推進委員会は、前2項の事業報告及び成果報告会を基に、事業の評価を行うものとする。

(制度実施状況の公表)

第9条 市長は、対象事業の企画提案の受付状況、企画提案した団体の名称、企画提案の内容、推進委員会での審査結果、奨励金交付事業の内容、実施状況、成果及び評価結果の概要等について、原則として、ホームページ等で公開するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年6月16日から実施する。
- 2 令和2年度において第5条第1項各号に規定する書類を提出した団体に対する令和3年度における奨励金の対象団体に係る第2条第1号の規定の適用については、同号キ中「5年以内」とあるのは「6年以内」とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月1日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成20年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年12月4日から実施する。

- 2 改正後の要領の規定は、平成 28 年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 12 月 26 日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成 29 年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 11 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成 30 年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 12 月 18 日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、令和 3 年度以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 11 月 17 日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、令和 4 年度以降に実施する事業について適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助率	補助限度額
初動期支援コース	対象経費の10分の10	10万円
若者支援コース		
まちづくり支援コース	奨励金の企画提案団体に対して過去に交付したまちづくり支援コースの奨励金の実績回数に応じた補助率 0回 ……対象経費の10分の8 1回 ……対象経費の10分の7 2回以上……対象経費の10分の6	50万円※

※ まちづくり支援コースについては、複数年計画事業の場合は、対象事業の期間を通じて50万円を限度とする。